



景品類の提供に関するルールについて

「成約や来店した方を対象に景品を提供する際のルールを教えてほしい」というお問合せが多く寄せられます。「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約)における提供の上限額と、よくあるお問合せの事例をご紹介します。

●景品類の提供フローチャート

懸賞景品(抽選・くじなど)

総付景品(対象者全員・先着順)

景品を提供する方の取引態様は?

貸主・売主・代理

媒介

取引価額(契約費用^{*1})の
20倍または10万円の
いずれか低い額が上限額

手数料報酬限度額^{*2}の
20倍または10万円の
いずれか低い額が上限額

景品を提供する方の取引態様は?

貸主・売主・代理

媒介

取引価額(契約費用^{*1})の
10%または100万円の
いずれか低い額が上限額

手数料報酬限度額^{*2}の
10%または100万円の
いずれか低い額が上限額

取引価額(契約費用)・手数料報酬限度額が5千円以上の場合は、10万円が上限額となるため、不動産の場合には、ほとんどのケースにおいて『10万円』が上限額となります。また、景品類に対して総額規制があります。

【景品類の総額規制】

- 抽選(くじ)などの懸賞による場合に提供できる景品類の総額は当該懸賞に係る取引予定額の2%以内となります。

取引価額(契約費用)・手数料報酬限度額が1千万円以上の場合は、100万円が上限額となるため、売買や高額賃貸では物件価格から「10%」「100万円」のいずれかを見分ける必要がありますが、多くの賃貸居住用物件では『10%』が上限額となります。

***1 貸貸における契約費用**…前家賃・管理費・礼金などの合算で、名目のいかんを問わず賃貸借契約満了後に返還される金額(敷金や保証金など)を除きます。また、火災保険などの損害保険料も含みません。

***2 売買における手数料報酬限度額**…買い手側から受け取ることができる媒介報酬限度額が取引価額となります。

よくあるお問合せ

Q

当社媒介の賃貸物件について、成約した方に当社から1,000円分の商品券をプレゼントする場合のルールを教えてください。

A

成約した方にもれなく景品を提供することは、「総付景品」に該当します。総付景品の上限額は取引価額(今回は仲介手数料報酬限度額)の10%または100万円のいずれか低い額の範囲内です。今回は賃料1万円以上の取扱い物件であれば問題ありませんので、以下のように表示してください。

例) 成約した方に1,000円分の商品券プレゼント

ホームページでよくある質問をご紹介

加盟店専用サイトでは「Q&Aよくある質問」をご用意しています。景品提供に関するQ&Aも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



※景品類の提供に関する詳しい内容は、加盟店専用サイトログイン後ページ下部「Q&Aよくある質問(キーワード検索で「景品」と検索)」やATBB(不動産業務総合支援サイト)ページ下部「業務ツール→広告作成のご案内」をご覧ください。

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。